

EY Japan 健康保険組合理事長 殿

被扶養者認定申請にかかる送金の申立書

被扶養者への送金について、注意事項を確認のうえ、以下のとおり申立てます。

作成日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
健康保険証等の記号・番号	記号： ○ 番号： ○○○○
被保険者氏名	健保 太郎  ※自署の場合のみ押印省略可
申請する被扶養者氏名	健保 梅子
今後の送金について	毎月、 <u>150,000</u> 円の送金を行います。 ※送金が行われない場合は被扶養者資格取消となります

【注意事項】別居のご家族の扶養認定について

1. 認定要件 ※両方を満たす必要があります

- ①被扶養者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上・障がい者は 180 万円未満）であり、かつ、被保険者からの送金額より少ない収入額であること
- ②被保険者からの送金により生計を維持していること

2. 送金の証明について ※厚生労働省保険局保険長通知 平成 30 年 8 月 29 日保保発 0829 第 2 号

- ①預金通帳等の写し、ネットバンキングの送金履歴、現金書留の控え等、被保険者から被扶養者に対して、いつ、いくら送金されたか客観的に確認できる書類が必要です。
- ②申立のみ、クレジットカードや口座の共有、現金手渡し、現物の支給は客観的に事実確認ができないためお認め出来ません。
- ③資格調査を行った際に継続的な送金の事実が確認できなかった場合には、その事実が確認できなくなった時点に遡って扶養削除となります。
- ④事業主命令の人事異動等による単身赴任は同居とみなして取扱いいたします。
- ⑤16 歳未満の子、全日制の学生（高校生・大学生等）に対する送金確認は省略可能です。

3. 送金額について

- ①生計維持の観点から別居先の被扶養者が生活を送るに足る十分な金額を送金し、送金してなお被保険者ご自身も生計を営むことができる必要があります。
- ②送金額は、人事院標準生計費等を参考に、地域、年齢、世帯人数等より総合的に判断いたします。
- ③生計維持とは生活費の多くを被保険者に依存している状態を指し、十分な蓄え等があり、家計を別にしてそれぞれ全く独立した生活を営んでいるときは被扶養者とは認められません。

以上